

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和3年7月28日付平教教収第29号により小平市教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月19日

小平市監査委員 岡村 健 司

小平市監査委員 中江 美 和

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和3年4月28日付平監発第2号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 契約事務について

《指摘事項》

- (1) 主管課における物品供給契約で、同日に消耗品を分割して発注しているが、分割して発注する合理的な理由が認められないもの（地域学習支援課）

【措置等】

契約事務を適正に進めるためのチェックリスト及び契約事務の最終確認チェックシート等の活用により、小平市契約事務規則等に則った契約事務遂行の徹底を図る。